

随意契約理由書

工 事 名	神戸三田線(有馬口トンネル前)整備事業に伴う污水管布設工事	
契 約 の 相 手 方	港建設株式会社	
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に該当	
随 意 契 約 の 理 由	<p>本工事は、建設局北建設事務所発注の「有馬口トンネル現道取付工事」及び水道局配水課発注の「北(有馬口トンネル前)配水管取替工事」との合併入札工事であり、事後審査型制限付一般競争入札に付したが、応札者なしのため、令和3年3月3日に入札中止となった。</p> <p>よって、本工事は地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号「競争入札に付し入札者がいないとき」に該当し、「有馬口トンネル現道取付工事」が上記請負人と随意契約する見込みとなったため、本件においても、同請負人と随意契約する。</p> <p>なお、上記請負人は神戸市発注の下水道工事の実績を有しており、円滑・確実な施工が期待できる。</p>	
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	建設局 下水道部 管路課 設計係	(電話番号 078-806-8784)